

令和7年7月25日

白老町議会

議長 小西 秀延 様

議会運営委員会

委員長 佐藤 雄大

陳 情 の 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

記

1 件 名 陳情第1号 白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する陳情書

2 陳情提出者の住所及び氏名

白老町字北吉原661番地102 松 原 厚

3 審査の経過

令和7年6月20日再開された令和7年白老町議会定例会6月会議において本委員会に付託されたので、7月4日に委員会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴くなど慎重に審査した。

4 審査の結果

趣旨採択すべきものと決定

5 審査意見

本件陳情については、提出者を参考人として招致し、その願意を確認した。提出者の主な主張は、議員定数の削減及び議員報酬の増額について、議会内部や限られた関係者だけで拙速に結論を導くことなく、町民の意見を真摯に聴取し、その声を「民意」として反映した上で、各議員が主体的に改革に取り組むべきであるというものであった。

議会における報酬及び定数に関する意思決定権は、議会自らにあることは提出者も理解しており、その上で「町民の声を丁寧に聞き取りながら慎重に進めるべき」との意見が改めて示されるとともに、定数削減により生じる財源を議員報酬の増額に充てるといった提案もなされた。

町民の声については、日頃の議員活動の中で各議員が個別に把握し、意見としてくみ取ってきた。また、定数と報酬は本委員会においても分けて議論を継続しており、「拙速な結論には慎重を期すべき」という意見に対しては、議会内部でも自由討議の機会を設けながら、丁寧に合意形成を図ってきたところであり、本委員会ではこれまで13回にわたる会議を実施し、定数や報酬に関する十分な議論を重ねてきた。したがって、本件の結論は拙速なものであるとは考えていない。

これまでの委員会の議論の中で、議員報酬については町民の中から選ばれた白老町特別職報酬等審議会から令和4、5年と2年続けて増額すべきとの答申が出されており、町民の意見を反映したものであること、議員定数については、本委員会での慎重な審議の結果、現行の14名から1名減の13名が本会議や常任委員会における十分な審査・審議、多様な意見の反映に適した数であるとの結論で多数が一致している。今後においては、開かれた議会の実現のため、議論の過程や結論について、インターネット、広報誌、町ホームページなど多様な媒体を活用して、町民への積極的な情報発信を行うことが重要である。

また、町民の意見については、今後も各議員が日常的な議員活動や議会活動の中で丁寧にくみ取り、それを政策や制度の検討に反映していく必要がある。その意味において、「町民の声を反映すべき」との本件陳情の趣旨については理解できるものであり、議会としても引き続きその姿勢を大切にしていけることから、趣旨採択すべきものと決定した。